

富山県農業近代化資金事務取扱要領

(昭和37年4月1日制定)

農業近代化資金（以下「近代化資金」という。）に関する事務の取扱いについては、農業近代化資金金融通法（昭和36年法律第202号。以下「法」という。）、同法施行令（昭和36年政令第346号。以下「令」という。）、富山県農業近代化資金金融通規則（昭和37年富山県規則第2号）及び富山県農業近代化資金利子補給金交付要綱（平成9年2月7日付け流経第147号農林水産部長通知。以下「要綱」という。）によるほか、この要領の定めるところによる。

第1節 総則

第1 制度運用の基本方針

近代化資金制度の運用に当たっての基本方針は、次のとおりとする。

- 1 この制度は、農業の生産性の向上と農業所得の増大のための農業関係施設の整備拡充を目的とするものであるので、施設の造成、取得等は、その地域の農業事情に適合したものでなければならない。従って、近代化資金の融資に当たっては、融資機関の自主的な運営を基本としつつも、県、市町村その他農業関係機関と密接な連携を保ち、指導金融の実をあげなければならない。
- 2 この制度が、農協系統融資機関等の長期かつ低利の施設資金等の融通の円滑化を図ることを、その主な目的の一つとしていることから、系統融資機関の自主的な努力により貸付体制の整備強化と経営の合理化が積極的に推進されるように留意しなければならない。

第2 制度運用上の留意事項

この制度の運用に際しての留意事項は、次のとおりとする。

- 1 営農指導との連携
融資機関をはじめ関係機関内部で、金融関係部門と営農指導部門の密接な連携がなされるよう努めなければならない。
- 2 公平な取扱い
農業協同組合は、農業者等が機械等を購入する場合にその相手方によって異なった取扱いを行うことにより、農業者等が希望する銘柄、種別等の取得が困難となることがないようにしなければならない。
- 3 過剰投資の防止
 - (1) 融資に際しては、借受者の経営状況、事業計画等を十分審査し、過剰な投資にならないよう指導しなければならない。
 - (2) 施設等の性質、規模から見て、個人所有として不適当なものについては、共同所有として取得するよう指導しなければならない。
- 4 適正な資金使用
運用に当たっては、借受者の経営規模、導入施設の規模、自己資金調達能力等を勘案のうえ、真に資金を必要とする者に対し貸付けが行われるように指導しなければならない。

第3 融資目標額の策定

- 1 融資機関は、市町村と協議のうえ、農林振興センター、農業委員会等の意見を徴して融資目標額を策定し、これを市町村を経由して県に提出するものとする。
- 2 富山県知事（以下「知事」という。）は、市町村から進達された融資機関の融資目標額を参考にして県の融資目標額を策定するものとする。

第2節 資金の内容

第4 借受資格者及び貸付限度額

- 1 近代化資金を借り受けることができる者は、次に掲げる者とする。
 - (1) 農業（畜産業及び養蚕業を含む。以下同じ。）を営む者であって次に掲げる者
 - ア 次に掲げる農業者（以下「認定農業者等」という。）
 - (イ) 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条第1項に規定する農業経営改善計画（酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）第2条の5に規定する経営改善計画又は果樹農業振興特別措置法（昭和36年法律第15号）第3条第1項に規定する果樹園経営計画を含む。以下同じ。）の認定を受けた者（簿記記帳を行っている者（簿記記帳を行うことが確実と見込まれる者を含む。）に限る。）
 - (イ) 前記(イ)の認定を受けた法人の構成員又は構成員になろうとする者（当該法人への出資金等を借り入れる場合に限る。）
 - イ 認定新規就農者（農業経営基盤強化促進法第14条の5第1項に規定する認定就農者をいう。以下同じ。）

- ウ 農業経営基盤強化促進法第19条第1項に規定する地域計画のうち目標地図（同条第3項の地図をいう。）に位置付けられた者（認定農業者（同法第12条第1項に規定する農業経営改善計画の認定を受けた者をいう。）、認定新規就農者、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第2条第4項第1号ハに定める組織、市町村基本構想（農業経営基盤強化促進法第6条第1項に規定する基本構想をいう。）に示す目標所得水準を達成している農業者及び市町村が認める者。以下「目標地図に位置付けられた者」という。）及び地域における継続的な農地利用を図る者であって、生産の効率化等に取り組むものとして市町村が認める者（10年後の農業経営の継続意向（経営農地、経営面積、栽培作物、栽培方法等）及び地域が目指すべき将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿の作成に向けた話し合い等への参加の意思が明確になっており、それらを証する書面を市町村に提出し、かつ、生産の効率化等に取り組む旨の証明を受けたものに限る。以下「継続的農地利用者」という。）
- エ 次に掲げる要件の全てを満たす農業者（農業の生産工程の一部又は全部を請け負う事業を行う者（以下「農業サービス事業体」という。）であって、次の（ア）、（イ）及び（エ）に掲げる要件を満たす者を含む。）
- （ア） 農業所得が総所得の過半（法人にあっては、当該法人の農業に係る売上高が総売上高の過半）を占めていること、又は農業粗収益が200万円以上（法人にあっては1,000万円以上）であること。
- （イ） 主として農業経営に従事すると認められる青壮年の家族農業従事者（法人にあっては、常時従事者（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項第2号ホに規定する常時従事者をいう。）である構成員）がいること。
- （ウ） 個人の農業者であって、60歳以上であるときは、その後継者が現に主として農業に従事（農業大学校に就学している場合等を含む。）しており、かつ、将来においても主として農業に従事すると見込まれること。
- （エ） 簿記記帳を行っていること。（簿記記帳を行うことが確実と見込まれる場合を含む。）
- オ 原則として5年以内に、アの（ア）に規定する農業者となる計画を有する農業を営む法人（経営開始後2期以上の決算を終えていないものに限る。以下「農業参入法人」という。）
- なお、農地を利用する場合は、次のいずれかに該当するものとする。
- （ア） 農地所有適格法人（農地法第2条第3項に規定する農地所有適格法人。以下同じ。）
- （イ） 農地所有適格法人以外の法人（農地法第3条第3項の規定の適用を受けて同条第1項の許可を受けているものに限る。）
- （ウ） 特定作業受託（主な基幹作業を受託し、その生産した農産物を当該受託者の名義をもって販売し、その販売による収入の程度に応じ当該収入を農作業及び販売の受託の対価として充当することを約した作業受託をいう。）を行う法人
- カ アの（ア）、イ、ウ及びエの経営（家族農業経営に限る。）の経営主以外の農業者（家族経営協定を締結しており、その中において①経営のうちの一部の部門について主宰権があり、かつ、②その部門の経営の危険負担及び収益の処分権があることが明確になっていることを満たす農業者に限る。）
- キ 「富山県農業・農村振興計画」において育成すべき担い手として位置付けている集落営農組織のうち、次の要件を全て満たす農業を営む任意団体（以下「協業経営型集落営農組織」という。）
- （ア） 代表者、代表権の範囲その他次に定める事項について次に定める基準に従った規約を有していること。
- a. 事項
- ① 団体の目的
- ② 団体の意思決定の機関及びその決定の方法
- ③ 構成員たる資格並びに構成員の加入及び脱退に関する事項
- ④ 会費又は融資の対象となる施設の利用料の徴収が必要である場合にはその徴収の方法
- b. 基準
- ① 代表者の選任の手続を明らかにしていること。
- ② 農業経営の近代化に資する旨をその目的に含んでいること。
- ③ 団体の意思決定に対する構成員の参加を不当に差別していないこと。
- ④ 構成員たる資格並びに構成員の加入及び脱退に関する事項があらかじめ明らかになっていること。
- ⑤ 会費又は融資の対象となる施設の利用料の徴収が必要である場合には、その徴収の方法が衡平を欠くものでないこと。
- （イ） 組織として収益と費用のプール計算（一元的な経理）により農業経営を行っている協業経営組織であること。
- ク 次に掲げる農業者（以下、「特定農業団体等」という。）

(ア) キの協業経営型集落営農組織で、次の要件をすべて満たすもの（特定農業団体又は特定農業団体と同等の要件を満たす団体。）

① 原則として5年以内に農地所有適格法人に組織変更する旨の目標を有していること。

② 農用地の利用の集積の目標を定めていること。

③ 主たる従事者が目標農業所得額を定めていること。

ただし、水田作及び畑作に係る農業経営以外の場合には、法人に組織変更する旨の目標を有していることとし、農用地の利用の集積の目標を定めていることを要しないものとする。

(イ) (ア)が法人化するときその構成員になろうとする者（当該者が(ア)の法人化に必要な出資金等を借り入れる場合に限る。）

ケ 法人格を有しない農業を営む任意団体のうち、アの(ア)及びイからカまでの者（以下「認定農業者等の担い手」という。）が全構成員の過半を占めるものであって、キの(ア)に定める事項及び基準に従った規約を有しているもの

(2) 農業協同組合であって次に掲げる要件を全て満たすもの

次に掲げる貸付要件をすべて満たす農業協同組合とする。

ア 法令違反や不祥事がないこと。

イ 国及び都道府県の行政検査並びに会計監査人又は農業協同組合連合会（農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）附則第19条に規定する組織変更後の農業協同組合連合会をいう。）による監査で重大な指摘を受けていないこと。

ウ 農業協同組合の改革を着実に実践し、担い手を中心とする組合員のメリットが拡大していると認められること。

エ 営農指導事業及び農産物販売事業の充実に重点を置いていると認められること。（これらの事業を行っていない農業協同組合については、この限りでない。）

オ 信用事業の自主ルールを尊重していること。（信用事業を行っていない農業協同組合については、この限りでない。）

カ 全体の収支又は信用事業及び共済事業以外の収支が赤字の場合は、施設・人員の整理等の赤字解消に向けた努力を積極的に行っていること。

キ 組合員のニーズを的確に把握し、それを着実に実行できる役員体制が確立していると認められること。

(3) 農業協同組合連合会であって、(2)のアからキまでに掲げる要件を全て満たすもの

(4) 農業者、農業協同組合、農業協同組合連合会又は地方公共団体が主たる構成員若しくは出資者となっている団体又は基本財産の額の過半を拠出している法人であって次に定めるもの

ア 農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の10第1項第2号の事業を行うものを除く。）

イ 農業共済組合及び農業共済組合連合会

ウ 土地改良区及び土地改良区連合

エ たばこ耕作組合

オ 農産物を原料又は材料として使用する製造又は加工の事業、農産物の貯蔵、運搬、販売その他の流通に関する事業、農業生産に必要な資材の製造の事業、農作業の受託の事業その他の農業の振興に資する事業（以下「農業振興事業」という。）を主たる事業として行う事業協同組合（農業者、農業協同組合又は農業協同組合連合会がその組合の議決権の過半数を有しているものに限る。）、事業協同小組合（農業者がその組合の議決権の過半数を有しているものに限る。）及び協同組合連合会（農業協同組合又は農業協同組合連合会がその連合会の議決権の過半数を有しているものに限る。）

カ 農住組合（農業者、農業協同組合及び農業協同組合連合会がその組合の議決権の過半数を有しているものに限る。）

キ 農業の振興を目的とする一般社団法人又は一般財団法人であって、農業者、農業協同組合、農業協同組合連合会又は地方公共団体が、一般社団法人にあつては総社員の議決権の過半数を有し、一般財団法人にあつては基本財産の額の過半を拠出しているもの（以下「農業振興一般社団法人等」という。）

なお、農業振興一般社団法人等のうち農業者、農業協同組合又は農業協同組合連合会が、一般社団法人にあつては総社員の議決権の過半数を有し、一般財団法人にあつては基本財産の額の過半を拠出しているもの以外のものに対する貸付けは、令第2条の表の資金の種類欄に掲げる資金のうち、専ら農業者、農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用し、かつ、農林水産大臣が農業経営の近代化に特に資すると認める事業に必要なものに限る。この場合における「農林水産大臣が農業経営の近代化に特に資すると認める事業」は、各種の農業施策の推進上、国又は地方公共団体が助成して行う事業又はこれと同種の事業とする。

ク 農業振興事業を主たる事業として営む株式会社及び持分会社（会社法（平成17年法律第86号）第575条第1項に規定する持分会社をいう。以下同じ。）であつて、農業者、農業協

同組合又は農業協同組合連合会が、株式会社にあっては総株主の議決権（地方公共団体が有する議決権及び株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。）の過半数を有しているもの、持分会社にあっては業務を執行する社員の過半を占めているもの

ケ 法人でない団体であって、農業者がその主たる構成員となっており、かつ、代表者、代表権の範囲その他次に定める事項について次に定める基準に従った規約を有しているもの（(1)のカ、キの(ア)及びクに該当するものを除く。）

(ア) 事項

- ① 団体の目的
- ② 団体の意思決定の機関及びその決定の方法
- ③ 構成員たる資格並びに構成員の加入及び脱退に関する事項
- ④ 会費又は融資の対象となる施設の利用料の徴収が必要である場合にはその徴収の方法

(イ) 基準

- ① 代表者の選任の手続を明らかにしていること。
 - ② 農業経営の近代化に資する旨をその目的に含んでいること。
 - ③ 団体の意思決定に対する構成員の参加を不当に差別していないこと。
 - ④ 構成員たる資格並びに構成員の加入及び脱退に関する事項があらかじめ明らかになっていること。
 - ⑤ 会費又は融資の対象となる施設の利用料の徴収が必要である場合には、その徴収の方法が衡平を欠くものでないこと。
- 2 近代化資金の貸付限度額（既貸付残高を含む。）は、別表1のとおりとする。
- 3 一件当たりの貸付額は、原則として20万円以上とする。

第5 融資機関

融資機関は、次に掲げるもののうち県と利子補給契約を締結している融資機関とする。

- (1) 貸付けの事業を行う農業協同組合
- (2) 信用農業協同組合連合会
- (3) 共済農業協同組合連合会
- (4) 農林中央金庫
- (5) 銀行
- (6) 株式会社商工組合中央金庫
- (7) 信用金庫及び信用金庫連合会
- (8) 信用協同組合並びに中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第9条の9第1項第1号及び第2号の事業を併せ行う協同組合連合会

第6 資金使途

近代化資金の使途は、別表第2のとおりとする。

第7 融資率

- 1 融資率は、原則として当該施設資金等に係る施設の改良、造成、復旧又は取得等に要する経費（直接現金支出額）の100分の80以内（1万円未満切り捨て）とする。標準事業費の定まっているものについては、標準事業費と直接現金支出額のいずれか低い方の額の100分の80以内（1万円未満は切り捨て）とする。
- 2 認定農業者等に係る融資率の特例
認定農業者等が農業経営基盤強化促進法第12条第1項に規定する農業経営改善計画に即して農業経営の展開を図るのに必要な近代化資金を借り入れる場合等（別表第2に掲げる大臣特認資金（7号資金）のうち、農村給排水施設資金および特定農家住宅資金を借り入れる場合を除く。第8の2において同じ。）の融資率は、前項の規定にかかわらず100分の100以内（1万円未満切り捨て）とする。
- 3 特定農業団体等に係る融資率の特例
特定農業団体等が法人化を目指して農業経営の展開を図るのに必要な近代化資金を借り入れる場合（別表第2に掲げる大臣特認資金（7号資金）のうち、農村給排水施設資金および特定農家住宅資金を借り入れる場合を除く。第8の2において同じ。）の融資率は、1の規定にかかわらず100分の100以内（1万円未満切り捨て）とする。
なお、この融資率の特例は、貸付額が、3,600万円に達するまでに限り、適用するものとする。

第8 貸付利率及び利子補給率

- 1 近代化資金の貸付利率及び県の利子補給率は、別表第3のとおりとし、市町村が利子補給す

る場合は、市町村の行う利子補給率をさらに差し引いた利率を貸付利率とする。

- 2 1に規定する貸付利率を0%等まで引き下げるのに必要な額（ただし、貸付利率を2.0%引き下げるのに必要な額を限度とする。）を農業者等に対して行う助成については、担い手経営発展支援金融対策事業実施要綱（平成28年1月20日付け27経営第2598号農林水産事務次官依命通知）、農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3536号農林水産事務次官依命通知。）、東日本大震災復旧・復興農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3536号農林水産事務次官依命通知）及び認定農業者等に対する経営支援緊急対策利子助成金交付事業実施要綱（平成20年10月16日付け20経営第4079号農林水産事務次官依命通知）に定めるところによる。

第9 償還期限及び償還方法

- 1 償還期限及び据置期間は、別表第4の期間以内で、原則として、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に基づく耐用年数以内とする。
- 2 (1) 償還方法は元金均等年賦償還を原則とする。ただし、園芸・畜産経営等の場合には融資機関と借受者が協議のうえ生産物代金の受領期に合わせた半年賦償還又は多数回償還（年4回、6回、12回）とすることができる。
(2) 1回毎の償還元金は30千円以上とし、千円単位とする。ただし、千円未満の端数が生じる場合は、第1回の償還元金で調整し、第2回以降均等償還とする。
- 3 約定償還日は、原則として毎年10月31日とする。ただし、前項に規定する半年賦償還又は多数回償還の場合は、融資機関と借受者が協議して定めた償還月（償還間隔は均等とする。）の末日とする。
- 4 2つ以上の資金を融資する場合における償還期限及び据置期間は、原則として各資金のうち、最も長いものの償還期限及び据置期間以内とする。

第3節 運用基準

第10 融資対象

- 1 知事の利子補給承認前に導入されたものについては原則として融資の対象としないものとする。なお、導入物件は必ずしも新品であることを要せず、中古機械等についても融資対象とすることができるものとする。
- 2 施設・機械等の更新は、耐用年数及び償還年数（近代化資金の借入残高がある場合）を経過したものについて対象とする。
ただし、故障等やむを得ない事情による場合又は経営規模の拡大等に伴い、更新により規模・性能が高度化し、農作業の効率化が図られることが確実なものについては融資の対象とすることができる。この場合、従前の施設等について近代化資金の借入残高がある場合は、繰上償還を行わなければならない。
- 3 借入申込内容等が融資要件に適合する場合であっても、次の各号に該当するときは、各種農業施策との整合性を保持するため原則として融資対象としないものとする。
(1) 借入申込者が補助事業等で導入された共同利用施設等の構成員となっている場合若しくは当該地区で事業実施計画が策定されている場合に、当該事業の内容と競合する機械施設等を個別的に導入する場合。ただし、補助事業実施主体等から、融資対象事業の実施に反対しない意思表示した意見書が提出され、かつ、事業の実施時期、事業の内容及び導入物件の態様等を勘案して共同利用形態を著しく妨げないと認められるもののうち、真にやむを得ないと認められるものについては、この限りでない。
(2) 市街化区域等内（都市計画法の市街化区域及びその他都市計画区域における用途地域をいう。）の土地において農業経営を継続するために必要な機械施設等を導入する場合で、その効用が長期に及ぶもの並びに主として市街化区域等における稲作経営のために必要とするもの。

第11 利子補給承認前着工の特例措置

第10の1の規定にかかわらず、突発的な故障等やむを得ない事由により、一貫的な農作業に支障をきたす場合であって、融資機関が資金対応を必要と認めたものについては、次の各号の手続により利子補給承認前着工を行うことができるものとする。

- (1) 借入申込者は、承認前着工の必要が生じたときは、利子補給承認前着工届（別記3）にその理由を明示し、融資機関へ提出すること。
- (2) 融資機関は、実情を調査の上、承認前着工がやむを得ないと認めるものについては意見を付して、富山県農業経営課（以下「県」という。）に提出すること。
- (3) この場合の承認前着工は、第4の1の(1)に該当する者については農業近代化資金借入希望申込書（別記1-1。以下「近代化希望申込書」という。）、第4の1の(2)から(4)に該当する者については農業近代化資金借入申込書（別記1-1。以下「近代化借入申込書」という。）（農協等が農林中央金庫から借り入れる場合は農業近代化資金借入申込書（農林中央金庫原資）（別記1-2。以下「近代化借入申込書（農中原資）」という。）の融資機関受理日以降

であること。

- (4) なお、利子補給の適否は、審査のうえ決定されることから、承認前着工届に係る事案といえども他と同様に取り扱われる関係上、利子補給承認されないことがあるので、その旨借入申込者の了承を得ること。

第12 補助残融資

- 1 国（公社を含む。）、地方公共団体及びその他の補助金（交付金を含む。以下同じ。）の交付を受ける事業の補助残部分についても、近代化資金を融資することができる。この場合において、第7の融資率は、事業費の総額に対して適用することができる。
- 2 近代化資金の融資を受けて行った事業につき、国又は地方公共団体の補助金の交付により近代化資金の借入額及び補助金の合計額が事業費の総額を超える場合は、約定償還期日にかかわらず補助金の交付後、遅滞なく、当該超過部分に相当する金額を繰上償還しなければならない。

第13 融資基準

- 1 基準制定の目的
近代化資金制度の趣旨に適合するよう別表第5のとおり融資基準を定め、この制度の適正かつ円滑な運用を図り、農業近代化の実をあげることを目的とする。
- 2 融資対象施設の一般原則
この制度によって、改良、造成、復旧又は取得される施設は、市町村農業振興計画に適合し、次のいずれか一つの要件に該当するものでなければならない。
 - (1) 農業生産性向上に役立つこと。
 - (2) 農業経営の構造改善に役立つこと。
- 3 融資対象施設の基準
融資基準及び融資対象施設の一般原則に適合する施設であっても、その改良、造成、復旧又は取得に関して、農地法、建築基準法、化製場等に関する法律、道路交通法等各種法令に基づく許認可、免許又は確認を要するものにあつては、その許認可等が得られる見込みのないもの及び施設の改良、造成、復旧若しくは取得後の運営改善計画又は施設の事業費の算定内容の不明確なものは、原則として対象としないものとする。
- 4 融資が競合する場合の措置
資金枠等の関係上融資が競合する場合には、次のものを優先させるものとする。
 - (1) 農業生産の選択的拡大又は生産性向上に役立つもの
 - (2) 農産物の流通の合理化又は加工の増進に役立つもの

第4節 利子補給の承認申請及び承認

第14 利子補給承認申請の手続

- 1 第4の1の(1)に該当する者の利子補給承認の申請手続は、次のとおりとする。ただし、別表第2に掲げる大臣特認資金（7号資金）のうち、農村給排水施設資金および特定農家住宅資金を借り入れる場合については、次の2のとおりとする。
 - (1) 借入希望者、窓口機関、融資機関、及び関係機関は、農業経営改善関係資金基本要綱（平成14年7月1日付け14経営第1704号農林水産事務次官依命通知。以下「基本要綱」という。）第3から第5の規定に従い、手続を行うものとする。
 - (2) 借入希望者は、希望資金が農業近代化資金に決定した場合は、近代化希望申込書を融資機関に提出するものとする。
 - (3) 融資機関は、近代化希望申込書（写）を県、富山県農業信用基金協会（以下「基金協会」という。）、市町村及び農林振興センターへ提出するものとする。
 - (4) 市町村は、近代化希望申込書（写）の提出を受けたときは、事業主務課及び農業委員会の意見をきいて農業近代化資金借入に関する意見書（別記11）を作成し、近代化希望申込書の県受理期限以後10日以内に県に提出するものとする。ただし、経営改善資金計画について、特別融資制度推進会議（特別融資制度推進会議設置要綱（平成13年9月12日付け13経営第2931号農林水産事務次官依命通知）第1に規定する特別融資制度推進会議をいう。以下同じ。）の認定を受けるときは、提出を省略することができる。
 - (5) 農林振興センターは、近代化希望申込書（写）の提出を受けたときは、事業計画を中心に農業経営の改善方法、新規施設等導入後の見通し等について農業近代化資金借入に関する意見書（別記12）を作成し、近代化希望申込書の県受理期限以後10日以内に、県へ提出するものとする。ただし、経営改善資金計画について、特別融資制度推進会議の認定を受けるときは、提出を省略することができる。
 - (6) 融資機関は、必要な審査を行い、貸付けが適当であると認めるものについては、県へ利子補給承認申請書（別記10）及び共通借入申込書兼債務保証委託申込書（基本要綱参考様式4）（写）を、基金協会へ共通借入申込書兼債務保証委託申込書を、市町村及び農林振興センタ

一へ共通借入申込書兼債務保証委託申込書（写）を提出するものとする。

ただし、基本要綱第3の本文ただし書の手続（借入希望者が特定の資金を特定の融資機関から借り入れることを希望する場合の手続）によるときは、(3)の手続と同時に利子補給承認申請書、共通借入申込書兼債務保証委託申込書を提出しても差し支えないものとする。

- (7) 認定農業者等で特例利率を希望する場合若しくは第4の1の(1)のイ、オ又はクに該当する場合は、経営改善資金計画について、県の利子補給承認までに特別融資制度推進会議の認定を受けるものとする。
- (8) 借入希望者が認定農業者等又は特定農業団体等に該当する場合で、借入希望額が500万円以下の場合は、(1)から(7)の手続きによらず、クイック融資（企業経営診断手法を活用した無担保・無保証人での融資の可否を判断する仕組み）によることができるものとし、その手続等については知事が別に定める。
- 2 第4の1の(2)～(4)に該当する者の利子補給承認の申請手続は、次のとおりとする。
 - (1) 借入希望者は、近代化借入申込書及び共通借入申込書兼債務保証委託申込書を融資機関に提出するものとする。
 - (2) 借入申込を受けた融資機関は、必要な審査を行い、貸付けが適当であると認めるものについては、県へ利子補給承認申請書及び近代化借入申込書（写）を、市町村及び農林振興センターへ近代化借入申込書（写）を、基金協会へ共通借入申込書兼債務保証委託申込書及び近代化借入申込書（写）を提出するものとする。
 - (3) 市町村は、近代化借入申込書（写）の提出を受けたときは、事業主務課及び農業委員会の意見をきいて農業近代化資金借入に関する意見書を作成し、近代化借入申込書の県受理期限以後10日以内に県に提出するものとする。
 - (4) 農林振興センターは、近代化借入申込書（写）の提出を受けたときは、事業計画を中心に農業経営の改善方法、新規施設等導入後の見通し等について農業近代化資金借入に関する意見書を作成し、近代化借入申込書の県受理期限以後10日以内に、県へ提出するものとする。
- 3 農協等が農林中央金庫から借り入れる場合の利子補給承認の申請手続は、次のとおりとする。
 - (1) 近代化資金の貸付けを受けようとする農協等は、近代化借入申込書（農中原資）及び共通借入申込書兼債務保証委託申込書を農林中央金庫に提出するとともに、市町村へ近代化借入申込書（農中原資）（写）を提出するものとする。
 - (2) 農林中央金庫が借入申込を受けたときは、その内容を審査し、資金を貸し付けることが適当であると認めたときは、県へ利子補給承認申請書及び近代化借入申込書（農中原資）（写）を、基金協会へ共通借入申込書兼債務保証委託申込書及び近代化借入申込書（農中原資）（写）を提出するものとする。
 - (3) 市町村は、近代化借入申込書（農中原資）（写）の提出を受けたときは、事業主務課及び農業委員会の意見をきいて農業近代化資金借入に関する意見書を作成し、近代化借入申込書（農中原資）の県受理期限以後10日以内に県に提出するものとする。
 - (4) (1)及び(2)において、農協等が基金協会による債務保証を希望しない場合には、共通借入申込書兼債務保証委託申込書の提出等、基金協会の債務保証に必要な手続きを要しない。
- 4 利子補給承認申請期限、承認時期等については、別に定める。
- 5 借入申込者は、近代化借入申込書（第4の1の(1)に該当する者については近代化希望申込書とする。）に加え、次表に掲げる関係書類を添付し、融資機関に提出しなければならない。

必要書類	
・見積書（設計書）、カタログ ・減価償却資産台帳等（所有する施設、機械、年式、能力等がわかるもの） ・借入申込希望書兼経営改善資金計画書（基本要綱別紙１）の写し（過去３年分の税務申告書又は決算書の写しを添付したもの） ※ 省略できる場合 ① 以前に、特別融資制度推進会議において経営改善資金計画の認定を受けた者については、申込みが前回認定時の計画書の計画期間内のものであり、かつ事業内容が計画に沿ったものである場合に限り、前回認定時の計画書の写しを添付すればよいものとする。ただし、その際には、直近の経営状況報告書の写し（基本要綱参考様式１。直近の税務申告書又は決算書の写しを添付したもの）を添付するものとする。 ② 第４の１の(2)から(4)の者については、計画書の「２ 法人の概要」、「３ 経営規模」、「４の(1) 直近の経営状況はどうなっているのか（経営実績）の①と②」、「４の(3) 計画が実行された場合に収益はどうか、融資返済は可能か」のみを記入するものとする。（ただし、書類は全てのページを提出すること。）	
第４の１の(1)のオに該当する場合	農業経営以外の収支がわかる決算書類 認定農業者となることに関する計画（別記２－１）
第４の１の(1)のカに該当する場合	家族経営協定書（写）
第４の１の(1)のクに該当する場合 （特定農業団体） （特定農業団体と同等の要件を満たす団体）	農地所有適格法人となることに関する計画（別記２－２）、特定農用地利用規程及び同認定書（写）※１ 農地所有適格法人となることに関する計画（別記２－２）及び農用地利用集積目標計画書（写）（総会等で組合員の合意を得ているもの）※１
法人、任意団体	規約（定款、寄付行為）、議事録、組合員名簿
農作業受託を行っている場合	農作業受委託契約書（写）※２
園芸部門の場合	作付計画表
補助残融資の場合	補助金交付決定通知書又は承認内示（写） 事業実施計画書（写）
貸付限度額を超える場合	特認申請書（別記４）
水田転作推進資金を利用する場合	水田転作推進資金借入資格申込書（別記８）
運搬用機具取得の場合	年間利用計画表（別記６）
浄化槽設置の場合	建築確認通知書又は届出書等（写）、設置見取図
第10の３の(1)ただし書に該当する場合	補助事業実施主体等の意見書
建築構築物造成の場合 （格納庫の場合の追加資料） （畜産施設の場合の追加資料）	平面図、立面図 申請建物の位置を示す地図（別記５） 農地転用許可書（写） 建築確認通知書又は届出書（写） 機械・資材の配置図及び面積の一覧表 同意願及び同意書（別記７） 公害防止関係届出書（写）…（富山県公害防止条例より特定施設として届出を要する場合）

※１ 農地所有適格法人となることに関する計画及び農用地利用集積目標計画書の写しについては、特定農用地利用規程の認定申請時又は水田経営所得安定対策（品目横断的経営安定対策）の加入申請時に既に作成されている場合は、その写しとする。

※２ 下記のいずれかに該当する場合は、農作業受委託契約書(写)を省略できるものとする。

- １．作業受託面積一覧（別記９）に農協支店長又は地域の生産組合長等の記名があるものを提出する場合
- ２．自作地面積（借地を含む）のみで別表第５に定める融資基準を満たす場合
- ３．任意団体等で農作業受託面積が構成員のみで、作業受託面積が確認できる一覧表を提出する場合

第15 利子補給承認通知

１ 利子補給の決定

知事は、利子補給承認申請書を受理したときは、その内容を審査し、利子補給の可否を決定する。

2 利子補給承認通知

知事は、利子補給可否の決定後、利子補給承認通知書（別記13）を融資機関に送付するとともに、市町村、基金協会及び農林振興センターにその写しを送付するものとする。

第16 貸付実行

1 融資機関は、利子補給の承認を受けたときは、借受者が資金を必要とする時期を確認のうえ、適期に貸付けを行わなければならない。

貸付実行日は毎月5日、15日又は25日（当日が休日等の場合は翌営業日）とし、原則として利子補給承認後6箇月以内に貸付けを行うものとする。

ただし、借受者からの届出により融資機関が特に必要と認めたときは貸付実行を猶予することができる。この場合、貸付実行猶予届（別記14）をあらかじめ県に提出するものとする。

2 融資機関は、貸付けを実行したとき又は実行しなかったときは、月末までに貸付実行報告書（別記15）を県及び基金協会に提出するものとする。

第17 利子補給承認事項の変更

1 融資機関は、利子補給承認前に利子補給承認申請の内容に変更が生じたときは、利子補給承認申請条件変更届（別記16）を県及び基金協会に提出するものとする。

2 借受者は、利子補給承認後に、次の各号に掲げる事業内容の変更が生じたときは、速やかに融資機関に報告し、その指示を受けなければならない。

(1) 融資基準を超える事業規模及び機械能力の変更（経営面積の減少により融資基準を超えるものを含む。）

(2) 前号以外の事業規模の20%以上の変更

(3) 事業費の20%以上の変更

(4) 事業の一部追加又は一部取止め

(5) 施設の使途の変更その他事業内容の著しい変更

(6) 借受者又は連帯保証人の追加・変更（住所及び氏名の変更を含む。）

3 融資機関は、2の報告を受けたときは、その内容を審査し、貸付金の減額実行若しくは繰上償還又は借入申込書の事業内容の変更承認等適切な措置を講じなければならない。

4 融資機関は、3の変更承認を行おうとするときは、あらかじめ知事に利子補給承認条件変更申請書（別記17）を提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助残融資に係るものはこの限りでない。

5 融資機関は、天災その他特別な事情によりやむを得ないと認め、借受者から申し出のあった資金の償還期限等の変更を承認しようとするときは、あらかじめ知事に利子補給承認条件変更申請書（別記17）を提出し、その承認を受けなければならない。

6 知事は、4及び5に定める利子補給承認条件変更申請書の提出を受けたときは、その申請の諾否を決定し、その旨申請のあった融資機関に通知するものとする。

7 融資機関は、2に定める事業内容の変更以外の変更については、第19の1の農業近代化資金事業完了報告書によりその内容を確認し、施設の目的外使用、融資率の限度超過等がある場合は、直ちに繰上償還等の適切な措置を講じなければならない。

8 融資機関は、利子補給承認申請を承認前に取り下げる場合は、利子補給承認申請辞退届（別記19）を県に提出するものとする。

9 融資機関は、利子補給承認後に資金の貸付けを取り止める場合は、利子補給承認辞退届（別記20）を県に提出するものとする。

第5節 資金の管理

第18 融資残高の移動報告

融資機関は、特例移動（繰上償還、延滞の発生及び入金）が発生した場合は当月の移動を月末に取りまとめ、翌月の5日までに農業制度資金特例移動報告書（別記21）により県及び基金協会に報告するものとする。

第19 事業完了報告等

1 融資機関は、融資対象事業が完了したときは借受者から農業近代化資金事業完了報告書（別記22）に契約書、竣工届又は納品書、領収書、支払口座明細、補助事業関係往復文書等の写しを添付して提出させるとともに、実地調査等によりその事業の完了状況を確認しなければならない。

2 融資機関は、1の確認に基づき農業近代化資金実績報告書（別記23）を県に提出するものとする。

3 融資機関は、貸付けを完了したときは資金使途を確認できる書類を含め、関係書類を1件毎に整理するとともに、借用証書を保管するものとする。

第20 資金管理上の留意事項

1 資金の管理上、特に注意すべき不正、不当な事項を例示すれば次のとおりである。

(1) 目的外使用

借受者が、資金を借受けの目的に使用せず、生計費等の消費的資金、旧債務の償還又は融資対象外の施設資金等に充当している場合

(2) 融資率の限度超過

過大見積り、値引き、補助金の交付等により融資率が限度を超過する場合

(3) 事前着工

借入申込書の融資機関受理日前に事業に着工している場合

(4) 資金の未使用

原則として、借り受けた資金を3箇月以内に使用しない場合

(5) 償還期限前の処分

償還期限前あるいは全額償還前に、近代化資金により改良、造成、復旧又は取得した施設等を処分する場合

2 前項に示した事例等、不正又は不当な資金使用を防止するには、事前の審査及び貸付後の指導と資金管理を厳密に行うことが必要であるのはいうまでもないが、万一このような事例が発生した場合には直ちに繰上償還させ、利子補給の対象から除く等の適切な措置を講じなければならない。

なお、これらの場合、知事は利子補給の打ち切り、利子補給金の返還等を命ずることがある。

第21 資金管理の指導及び調査

1 県及び市町村は、融資機関に対して事務処理の適正化及びその他資金の運用に関し、必要な指導を行うものとする。

2 県は、近代化資金の運用の適正を期するため、融資機関に対し、書類調査及び現地調査等の方法により資金管理調査を実施するものとする。

第6節 その他の事項

第22 電子情報処理組織による手続等

1 第14の利子補給承認申請書の提出については、当該書面の提出に代えて、富山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成15年富山県条例第54号）第3条第1項に規定する電子情報処理組織を利用して行うことができる。この場合においては、当該書面により提出が行われたものとみなす。

2 この要領の規定による申請、届け出その他の手続を電子情報処理組織を使用する方法により行う場合については、富山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成16年富山県条例第22号）第3条から第6条までの規定の例による。

第23 地方税法の特例

農業協同組合等が、法第2条第3項に規定する近代化資金の貸付を受けて共同利用に供する施設、家屋及び機械等を取得した場合には、以下のとおり、地方税法の特例が適用される。

(1) 不動産取得税

農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、たばこ耕作組合又はたばこ耕作組合連合会が近代化資金の貸付けを受けて農業者の共同利用に供する保管、生産又は加工の用に供する家屋を取得した場合の当該施設の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、価格に当該施設の取得価額に対する当該貸付けを受けた額の割合（当該割合が2分の1を超える場合にあっては2分の1）を乗じて得た額を価格から控除することとされている（地方税法（昭和25年法律第226号）附則第11条第10項及び地方税法施行令（昭和25年政令第245号）附則第7条第13項及び第14項）。

(2) 固定資産税

農業協同組合、農業協同組合連合会又は農事組合法人（農業協同組合法第72条の10第1項第1号に規定する事業を行う農事組合法人に限る。）が近代化資金の貸付けを受けて共同利用に供する機械及び装置（1台又は1基の取得価額（総務省令で定めるところにより計算した取得価額をいう。以下同じ。）が330万円以上のものに限り、農村環境整備施設に係るものであって総務省令で定めるものを除く。以下同じ。）を取得した場合の当該機械及び装置に対して課する固定資産税の課税標準は当該機械及び装置に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から3年度間に限り当該機械及び装置の価格の2分の1の額とすることとされている。（地方税法附則第15条第36項及び地方税法施行令附則第11条第39項から第41項まで）

ただし、平成16年4月1日以後に取得された当該機械及び装置に対して課する平成17年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成16年3月31日以前に取得された当該機械及び装置に対して課する固定資産税については、その取得価額が290万円以上（平成14年3月31日以前に取得されたものにあっては260万円以上）のものに対し上記の課税標準の特例措置を適用することとされている（地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に

関する法律施行令の一部を改正する政令（平成16年政令第108号）附則第4条第4項）。

(3) 事業所税

農業協同組合、農業協同組合連合会又は農事組合法人が共同利用に供する施設のうち、生産の用に供するもの又は近代化資金の貸付けを受けて設置されるもので保管、加工若しくは流通の用に供するもの、農林水産業者の研修のための施設及び農林水産業に関する試験研究のための施設に係る事業所床面積及び従業者給与総額に対しては、事業所税を指定都市等は課することができないこととされている（地方税法第701条の34第3項第12号、地方税法施行令第56条の28及び地方税法施行規則第24条の4）。

第24 補則

この要領によりがたい場合は、必要に応じて関係機関の意見を徴し、知事が定めるものとする。

別表第1（第4関係）借受資格者及び貸付限度額

個人 共同 の別	借受資格者	左 の 説 明	限度額 千円	大臣特認 限度額																														
個 人 施 設 資 金	農 業 者	農業（畜産業及び養蚕業を含む。以下同じ。）を営む者で、第4の1の（1）のア～エ、カ又はクの（イ）の要件を満たす者。2名以上が共同して借り受ける場合で本表の他の項目に該当しないものは個人とみなす。	18,000	—																														
		経営部門毎に次に掲げる経営規模を勘案して、知事が特に必要と認めた者 <table><tr><td colspan="2">経営部門</td><td>経 営 規 模</td></tr><tr><td colspan="2">酪農</td><td>常時 15頭以上</td></tr><tr><td colspan="2">肉用牛</td><td>〃 15頭以上</td></tr><tr><td rowspan="2">養 豚</td><td>肥育</td><td>〃 120頭以上</td></tr><tr><td>繁殖</td><td>〃 40頭以上</td></tr><tr><td rowspan="2">養 鶏</td><td>採卵</td><td>〃 3,000羽以上</td></tr><tr><td>採肉</td><td>〃 5,000羽以上</td></tr><tr><td colspan="2">果樹園</td><td>経営樹園 1ヘクタール以上</td></tr><tr><td colspan="2">施設園芸</td><td>施設実面積10アール以上</td></tr><tr><td colspan="2">球根</td><td>経営耕作面積80アール以上</td></tr><tr><td colspan="2">水稻</td><td>〃 7ヘクタール以上</td></tr></table>	経営部門		経 営 規 模	酪農		常時 15頭以上	肉用牛		〃 15頭以上	養 豚	肥育	〃 120頭以上	繁殖	〃 40頭以上	養 鶏	採卵	〃 3,000羽以上	採肉	〃 5,000羽以上	果樹園		経営樹園 1ヘクタール以上	施設園芸		施設実面積10アール以上	球根		経営耕作面積80アール以上	水稻		〃 7ヘクタール以上	200,000
	経営部門		経 営 規 模																															
	酪農		常時 15頭以上																															
	肉用牛		〃 15頭以上																															
	養 豚	肥育	〃 120頭以上																															
		繁殖	〃 40頭以上																															
	養 鶏	採卵	〃 3,000羽以上																															
		採肉	〃 5,000羽以上																															
	果樹園		経営樹園 1ヘクタール以上																															
施設園芸		施設実面積10アール以上																																
球根		経営耕作面積80アール以上																																
水稻		〃 7ヘクタール以上																																
農業者で組織する農業を営む法人	農業を営む農事組合法人、株式会社、持分会社その他農業者が組織する法人で、第4の1の（1）のア又はエの要件を満たすもの。	200,000	—																															
農業参入法人	第4の1の（1）のオの要件を満たすもの。	150,000	—																															
農業者で組織する農業を営む任意団体	第4の1の（1）のキの要件を満たすもの。	18,000	—																															
	第4の1の（1）のクの（ア）の要件を満たすもの。	200,000	—																															
	農民3人以上によって構成されている団体であって、法人格は有しないが、特定の構成員の加入、脱退とは関係なく、一体として経済活動の単位となっているもので、第4の1の（1）のケの要件を満たすもの。	200,000	—																															

個人 共同 の別	借受資格者	左 の 説 明	限度額 千円	大臣特認 限度額
共 同 利 用 施 設 資 金	農業協同組合 同連合会	第４の１の（２）の要件をみたすもの	1, 500, 000	大臣特認 額
	農事組合法人	農業に関する共同利用の施設の設置の事業を行 う農事組合法人	1, 500, 000	大臣特認 額
	農業共済組合 同連合会			
	土地改良区 同連合			
	たばこ耕作 組合			
	事業協同組合 等	第４の１の（４）のオの要件を満たすもの		
	農住組合	農業者、農業協同組合、農業協同組合 連合会がその組合の議決権の過半数を保有してい るものに限る。		
	農業振興一般 社団法人等	第４の１の（４）のキの要件を満たすもの		
	農業協同会社	第４の１の（４）のクの要件を満たすもの		
	任意団体	第４の１の（４）のケの要件を満たすもの		

別表第2（第6関係）資金使途

資 金 使 途	内 容
建構築物造成資金 （1号資金）	畜舎、果樹棚、その他の農産物の生産、流通又は加工に必要な施設の改良、造成、復旧又は取得に要する資金（農地（農地法（昭和27年法律第229号）第43条第1項の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する同法第2条第1項に規定する農地を含まない。以下同じ。）又は牧野の改良、造成、復旧又は取得に要するものを除く。） なお、認定農業者等及び特定農業団体等以外の者に対する貸付けにあっては復旧に必要な資金を除く。 備考： 事業費には、本体工事費のほかに必要不可欠な附帯施設の設置及び必要最小限の敷地の取得に要する経費を含めることができる。
農機具等取得資金 （1号資金）	農機具の改良、復旧又は取得に要する資金 なお、認定農業者等及び特定農業団体等以外の者に対する貸付けにあっては復旧に必要な資金を除く。 備考： 主として市街化区域等内において、稲作経営に使用する農機具等については、貸付対象として認められないこと。 小農機具については、多数を一括して購入する場合等金額が相当多額に達するときを除いては対象としないこと。
果樹等植栽育成資金 （2号資金）	果樹その他の永年性植物の植栽又は育成に要する資金（認定農業者等及び特定農業団体等以外の者に対する貸付けにあっては、果樹、オリーブ、茶、多年生草本、桑又は花木の植栽又は育成に要する資金に限る。）
家畜購入育成資金 （3号資金）	乳牛その他の家畜の購入又は育成に要する資金
小土地改良資金 （4号資金）	事業費1,800万円を超えない規模の農地又は牧野の改良、造成又は復旧に要する資金（認定農業者等及び特定農業団体等以外の者に対する貸付けにあっては復旧に必要な資金を除く。）
長期運転資金 （5号資金）	農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の態様の改善その他の農業経営の改善に伴い要する次の資金（3から5まで及び7に掲げるものについては貸付対象者は認定農業者等及び特定農業団体等に限る、6に掲げるものについては貸付対象者は認定農業者等、農業サービス事業体及び特定農業団体等に限る、8に掲げるものについては貸付対象者は認定農業者等、目標地区に位置付けられた者及び継続的農地利用者、農業サービス事業体、農業参入法人並びに特定農業団体等に限る。） 1 農地又は採草放牧地（農地又は採草放牧地とする土地を含む。）について農産物の生産の用に供するための賃借権その他の所有権以外の使用及び収益を目的とする権利を取得する場合において、権利金を支払い、又は当該権利の存続期間に対する対価の全額を一時に支払うのに必要な資金 2 農機具、運搬用機具その他の農業経営の改善を図るのに必要な施設について賃借権を取得する場合において、当該賃借権の存続期間に対する借賃の全額を一時に支払うのに必要な資金（認定農業者等及び特定農業団体等以外の者に対する貸付けにあっては、農機具及び運搬用機具に限る。） 3 能率的な農業の技術又は経営方法を習得するための研修を受けるのに必要な資金 4 品種の転換を行うのに必要な資金 5 農産物の需要を開拓するための新たな農産加工品等の調査及び開発並びに通信・情報処理機材の取得に必要な資金

	6 営業権、商標権その他の無形固定資産の取得又は研究開発費その他の繰延資産に計上し得る費用に充てるのに必要な資金 7 農業経営を法人化するため又は農業者が構成員として法人に参加するために必要な資金 8 1 から 7 までの掲げるもののほか、農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の態様の改善その他の農業経営の改善に伴い必要となる農薬費その他の費用に充てるのに必要な資金
農村環境整備資金 (6号資金)	診療施設その他の農村における環境の整備のために必要な施設であつて次に掲げる施設の改良、造成又は取得に要する資金 診療施設、老人福祉施設、有料老人ホーム、農村情報処理・通信施設（農事放送施設及び農業管理センターを含む。）、水道施設、下水道施設、託児施設、研修施設、集会施設、ガス供給施設、融雪・除雪用施設、農作業管理休養施設、農業者等健康増進施設、地域休養施設、生活改善センター、生活安全保護施設、集落道、廃棄物処理施設又は地域交流施設 備考：貸付対象者は、第4の1の(2)～(4)に該当する者のみとする。
大臣特認資金 (7号資金)	農村給排水施設資金 農村における給排水施設の改良、造成又は取得に要する資金 この給排水施設とは、共同利用の水道施設又は下水道施設に接続する給排水施設、生活雑排水等による農業用水の水質汚濁が農業生産に影響を及ぼしているか又はそのおそれがあると知事が認めた地域内において設置する浄化槽及びこれらと一体的な排水管等の屋外施設及びこれと同時に一体的に整備される屋内施設（屋内排水管及びこれと直接接続するものに限る。）であつて、第4の1の(1)に掲げる者が設置するものとする。 なお、給排水施設に係る近代化資金の利子補給承認に当たっては、農業集落排水施設整備事業等との整合性に配慮するものとする。 備考：貸付対象者は、第4の1の(1)に該当する者のみとする。 特定農家住宅資金 次の1又は2に掲げる要件に該当する場合に行う農業者が居住する住宅の改良、造成又は取得に要する資金 1 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項の規定により指定された農業振興地域、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、第2条の過疎地域、山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定により指定された振興山村の地域又は沖縄振興特別措置法（平成第14年法律第14号）第4条第1項の沖縄振興計画の対象地域内の農業者が次のいずれかの要件に該当する場合 (1) 農業生産に伴って生ずる公害の防止のために移転するとき又は土地改良法（昭和24年法律第195号）に規定する事業の実施に伴い移転するとき。 (2) その意欲と能力からみて、今後食料・農業・農村基本法において育成することとされている効率的かつ安定的な農業経営に発展し得る者として知事が認めた者が、新たに主たる事業として農業経営を営むためにその住宅を改良、造成又は取得するとき。 (3) 自立経営を志向する農業後継者が婚姻のため又は特別の理由がある場合として知事が特に必要と認めた場合に新たにその住宅を取得又は造成（独自の居室を作るための改良を含む。）するとき。 (4) 自立経営を志向する者が特別の理由がある場合として知事が特に必要と認めた場合にその住宅の改良（台所、食事場、浴室、洗面所、便所、し尿浄化装置及び自家用給排水施設であつて、知事が特に普及を図る必要があると認めるものの改良に限る。）をするとき 2 ①の対象地域内において認定新規就農者が、新たに主たる事業

	として農業経営を営むために行う場合 備考：貸付対象者は、第4の1の(1)に該当する者のみとする。 内水面養殖施設資金 水田を利用した水産動物の養殖施設の改良、造成又は取得に要する資金 この水田を利用した水産動物の養殖施設とは、ふ化室、養魚池、餌料倉庫等内水面養殖事業に必要な施設とする。養魚池の造成に必要な資金の貸付に当たっては、当該養魚池の面積のうち、水田から転換される部分が全体の面積のおおむね3分の2以上を占めていなければならないものとする。 なお、内水面養殖施設に係る近代化資金の利子補給承認に当たっては、あらかじめ水産担当部局の意見を徴するものとする。
知事特認資金 (8号資金)	米麦乾燥共同利用施設資金 1号資金のうち、麦専用及び米麦併用施設の取得に必要な資金 備考：貸付対象者は、農業に関する共同利用施設の設置の事業を行う農事組合法人、農業協同組合及び同連合会並びにこれら法人に準ずる団体に限る。
	公害防止施設資金 1号資金のうち、農業生産（農産物の処理加工を含む）に伴って生ずる公害の防止のために必要な施設の改良、造成又は取得に必要な資金
	水田転作推進資金 1号、2号、4号、7号資金のうち、水田転作に必要な施設、機械（水稻併用のものを除く。）の取得、花木、果樹等の植栽、育成及び小土地改良の事業等を行うのに必要な資金

別表第3（第8関係）貸付利率及び利子補給率

1. 個人施設

(単位：％)

資金区分 (個人)		融資 機関	基準 金利	利子補給率			貸付 利率	(公財) 農林水 産長期 金融協 会から の利子 助成	実質 金利
				国制度 分	県単独 分	計			
1～3号	一般	農協 農中 銀行	3.15	1.25		1.25	1.90		
4号	小土地 改良	〃	3.15	1.25		1.25	1.90		
5号	長期運転	〃	3.15	1.25		1.25	1.90		
7号	大臣特認	〃	3.15	1.25		1.25	1.90		
8号	公害防止 施設	〃	3.15	1.25		1.25	1.90		
	水田転作 推進	〃	3.15	1.25		1.25	1.90		
	〃 (小土地)	〃	3.15	1.25		1.25	1.90		
認定農 業者等 に係る 貸付利 率の特 例	(償還期限) 5年以下	〃	3.15	1.25		1.25	1.90	0.65	1.25
	5年超え 6年以下	〃	3.15	1.25		1.25	1.90	0.65	1.25
	6年超え 7年以下	〃	3.15	1.25		1.25	1.90	0.55	1.35
	7年超え 8年以下	〃	3.15	1.25		1.25	1.90	0.55	1.35
	8年超え 9年以下	〃	3.15	1.25		1.25	1.90	0.45	1.45
	9年超え 10年以下	〃	3.15	1.25		1.25	1.90	0.45	1.45
	10年超え 11年以下	〃	3.15	1.25		1.25	1.90	0.35	1.55
	11年超え 12年以下	〃	3.15	1.25		1.25	1.90	0.25	1.65
	12年超え 13年以下	〃	3.15	1.25		1.25	1.90	0.25	1.65
	13年超え 14年以下	〃	3.15	1.25		1.25	1.90	0.15	1.75
	14年超え 15年以下	〃	3.15	1.25		1.25	1.90	0.15	1.75

注 貸付利率を0％に引き下げるのに必要な額（ただし、貸付利率を2.0％引き下げるのに必要な額を限度とする。）を農業者等に対して行う助成については、利子助成事業実施要綱、省エネルギー・低コスト経営支援緊急対策利子助成金交付事業実施要綱及び雇用創出経営支援利子助成事業実施要綱に定めるところによる。

2. 共同利用施設

資金区分 (共同)		融資 機関	基準 金利	利 子 補 給 率			貸付 利率
				国制度分	県単独分	計	
1～3 号	一般	農 協	3.15	1.25		1.25	1.90
		農中・銀行	2.30	0.40		0.40	1.90
4号	小土地改良	農 協	3.15	1.25		1.25	1.90
		農中・銀行	2.30	0.40		0.40	1.90
6号	農村環境	農 協	3.15	1.25		1.25	1.90
		農中・銀行	2.30	0.40		0.40	1.90
7号	大臣特認	農 協	3.15	1.25		1.25	1.90
		農中・銀行	2.30	0.40		0.40	1.90
8号	米麦乾燥 共同施設	農 協	3.15	1.25		1.25	1.90
		農中・銀行	2.30	0.40		0.40	1.90
	公害防止 施設	農 協	3.15	1.25		1.25	1.90
		農中・銀行	2.30	0.40		0.40	1.90
	水田転作 推進	農 協	3.15	1.25		1.25	1.90
		農中・銀行	2.30	0.40		0.40	1.90
	〃 (小土地)	農 協	3.15	1.25		1.25	1.90
		農中・銀行	2.30	0.40		0.40	1.90

別表第4 (第9関係) 償還期限及び据置期間

貸付対象者		認定農業者等		認定農業者等 以外の農業者		認定新規就農 者が認定就農 計画（農業経 営 基盤強化促進 法第14条の5 第2項に規定 する認定就農 計画をいう。） に従って同法 第14条の4第 2項第3号の 措置を行う場 合		農業協同組合 等	
		償 還	据 置	償 還	据 置	償 還	据 置	償 還	据 置
原 則		1 5	7	1 5	3	1 7	5	1 5	3
例 外	果樹等植栽育成 資金を含む場合	—	—	—	7	—	7	—	7
	農機具等のみの 場合	7	2	7	2	1 0	—	1 0	2
	家畜購入育成資 金のみの場合	7	2	7	2	1 0	—	7	2
	畜舎、果樹棚等 を含む場合	—	—	—	—	—	—	2 0	—
	農村環境整備資 金を含む場合	—	—	—	—	—	—	2 0	—
	小土地改良資金 を含む場合	—	—	—	—	1 8	—	—	—

備考 近代化資金の償還期限（据置期間を含む。以下同じ。）及び据置期間は、上記の期間以内で、原則として減価償却資産の耐用年数等に関する省令に基づく耐用年数以内とする。

別表第5 (第13関係) 融資基準

種類 種類	資 金 の 種 類		要 件
	施 設 名		
1 			

備考 農業機械を導入する場合においては、過大投資とならないよう借入希望者の農業経営や土地条件等地域の農業構造の実情を勘案しつつ、経営全体での利用の効率性を総合的に検討し、借入希望者の農業経営の改善に資するものであるかどうかを踏まえて判断するものとする。（農業機械の導入に伴う利用効率性について、経営規模面積のみに着目することなく経営全体からみて総合的に判断すること。）